

第1期

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の法的根拠と位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 他計画との関係	4

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. ウェルビーイング指標	6
2. ウェルビーイング指標から（主観的評価）	7
3. ウェルビーイング指標から（客観的指標）	8
4. 松川町地域福祉の実状とウェルビーイング指標	10

第3章 計画の基本理念

1. 基本理念	12
2. 基本目標	13
3. 施策の方針	13

第4章 施策の展開

1. 多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会づくり	15
2. 多様な主体による支え合いのある地域づくり	19
3. 様々な課題への重層的な支援体制づくり	23

第1章

計画の基本的な考え方



1. 計画策定の趣旨

社会福祉情勢の変化

人口減少社会の到来、家族や社会的つながりの希薄化により、地域社会は大きな転換期を迎えています。かつては「終身雇用」など、日本的と言われる社会経済の仕組みの中で、社会福祉制度においても、支える側と支えられる側を固定的に捉えた典型的な要因を想定して、高齢者、障がい者、こどもなど、対象者ごとに法的な支援制度が整備されてきました。

しかしながら、昨今では個人や世帯で様々な課題が複雑に絡み合う事例がみられるようになり、従来の縦割りの制度では対応が困難なケースが増加してきています。

こうした地域生活課題解決のため、全世代型の社会保障への転換と、様々な課題解決の主体として、自治力の強化が必要となってきます。

日本の寿命は世界トップクラスであり、今後さらに延伸することが予想されています。「人生 100 年時代」を迎える中で、こどもから高齢者まで、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会、多様性が尊重される社会を創っていく必要があります。

一方、人口減少や高齢化が進み、地域の担い手不足が深刻化することや、社会経済状況の変化の中で引きこもりの長期化や介護離職などにより、「8050 問題」「医療的ケア児」「ヤングケアラー」にみられるような複合的な課題を抱えた世帯や、社会的な孤立状態を余儀なくされている人が増加しています。

加えて大規模災害の頻発化やその要因と言われる気候変動の深刻化、さらには新型コロナウイルスの世界的な感染拡大、ロシアによるウクライナ侵攻などによる国際情勢の激変とこれに伴う物価高騰など、様々な危機が複合的に訪れ、先を見通すことが難しい時代を迎えています。

社会福祉法の改正

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、社会福祉法の改正が行われ、平成 30 年 4 月 1 日から施行されています。

社会福祉法では、市町村における包括的な支援体制の整備に関する条項が新設され、「住民に身近な圏域で」地域力を強化するための環境整備を行うこと、そこで明らかになった地域生活課題を受け止める相談体制の整備が明記されました。

社会福祉法第 4 条では、地域住民等（地域住民のほか、社会福祉法人等の事業者や、民生・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体など）は、地域福祉の推進にあたっては、地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携により解決を図るよう留意するものとされました。

社会福祉法第 6 条では、地域福祉推進に向け、地域住民だけではなく、国及び地方公共団体においても、地域住民等が地域生活課題を把握し、解決を図ることを促進するための施策、その他の地域福祉の推進のための措置を講じなければならないとされ、地域福祉の推進にあたっての行政の責務が明記されるとともに、地域の力と公的な支援体制により地域福祉を推進していくことが求められています。

さらに、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により、「重層的支援体制整備事業」が社会福祉法に明記されるなど、市町村域における専門的相談機関の協働の推進に、重層的に取り組むことの必要性が増しています。

計画策定の背景

このような近年の地域福祉を取巻く状況等の変化を踏まえ、地域共生の理念を皆が学び合い、ともに生きる、ともに暮らす社会を創造していく必要があります。

関連する個別計画の施策を計画的かつ横断的に展開することで、地域に暮らす誰もが主体性をもってゆるやかにつながり合えることにより、自己肯定感が高まり、自己実現の達成や地域社会への参画、多様性の尊重など、「つながり合える地域＝社会的孤立の無い地域」を目指すため、本計画を策定します。

ウェルビーイングについて

地域共生社会の実現には、地域住民の一人ひとりが心豊かに暮らし、継続的に幸せを実感できる環境、すなわち「ウェルビーイングの向上」を整えていく必要があります。

ここで言うウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的に良好な状態で、継続的に幸せを実感すること」であり、「望まない孤独や孤立」の対極にある概念とも説明することができます。

松川町では、このウェルビーイングという概念に着目し、第6次松川町総合計画においても、まちづくり将来像「いっしょに育てよう ひとりひとりが輝く 笑顔あふれる まちまつかわ」の実現のため、「一人ひとりの幸せ実感（ウェルビーイング）を高める」ことを目指しています。

また、総合計画では、計画の達成状況を把握する指標として、住民のウェルビーイングを24因子に分類し、計測・可視化する地域幸福度指標を採用しています。

本計画においても、「ウェルビーイングの向上」が計画策定の趣旨に一致するものとして尊重し、その達成状況を把握するために地域幸福度指標を活用していきます。

2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づき市町村が行政計画として策定するものであり、障害者基本法第11条に規定される市町村障害者基本計画を包含するものとして位置づけられます。「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

3. 計画の期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5か年としますが、地域の社会福祉の情勢に応じて適宜、評価を行い、見直しを図ります。そして、計画最終年度である令和11年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

4. 他計画との関係

本計画は、「第6次松川町総合計画」の個別計画として、基本構想等まちづくりの理念を共有し、専門の見地から「一人ひとりの幸せ実感（ウェルビーイング）」を高める施策を展開するものです。具体的には、地域幸福度指標に紐づけられているウェルビーイング24因子のうち、「医療・福祉」、「地域とのつながり」、「多様性と寛容性」、「健康状態」、「子育て」に関する政策領域を守備範囲とし、それらに紐づけられる取組を推進する役割を担います。

また、国際社会共通目標である持続可能な社会の実現へ向けて、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点のもと、施策を横断的かつ計画的に実施できるよう保健福祉課の各個別計画の上位計画と位置づけ、その他関連計画とも整合を図り策定しています。

【第6次松川町総合計画及び地域福祉計画など個別計画との関係図】



【関連する他分野の計画】

- 松川町介護保険計画・地域包括ケア計画
- 松川町健康増進計画 健康まつかわ 21
- いのちを支える松川町自殺対策基本計画
- 松川町障がい福祉計画・松川町障がい児福祉計画
- 松川町こども計画
- 松川町男女共同参画計画
- 松川町地域福祉活動計画

第2章

地域福祉を取り巻く現状



1. ウェルビーイング指標

ウェルビーイング指標とは、地域全体や町民の「暮らしやすさ」や「幸福感」、つまり「幸せ実感」という感覚的な概念を可視化するための指標です。

地域幸福度指標は「地域における幸福度・生活満足度を測る4つの設問」及び「幸福度・生活満足度につながる24の因子」から構成されます。

24の因子毎に、主観指標と客観指標が設定されており、それぞれをバランスよく活用することで、「幸せ実感」を指標で数値化・可視化します。また、それぞれの指標は偏差値化されています。

● 松川町の調査状況

調査対象… 満18歳～89歳の住民2,500人を無作為抽出

回答者数… 1,033人（回答率41.3%）

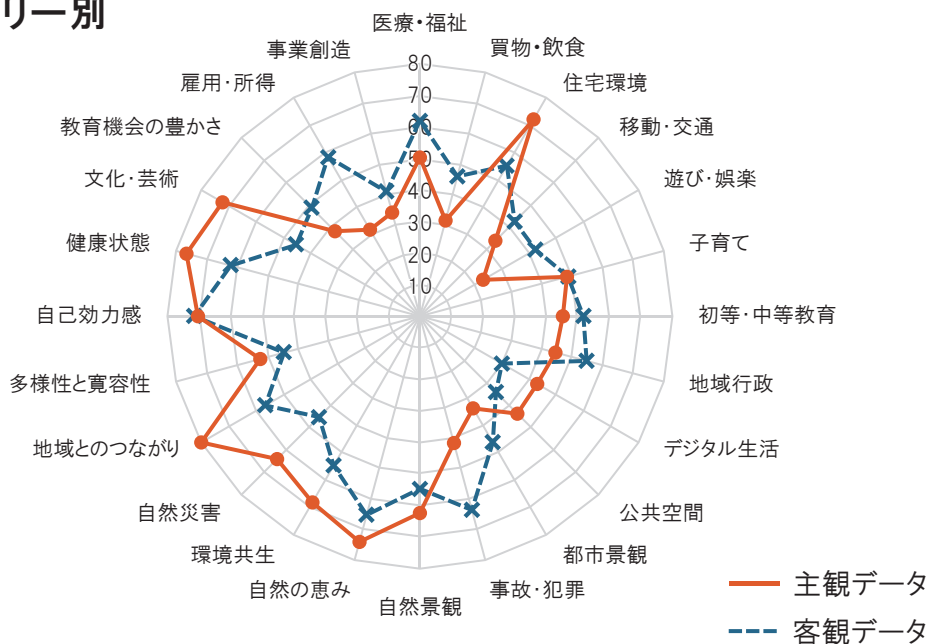
● 指標の根拠

主観指標… 町民の主観によるアンケートデータ

客観指標… 統計値など、客観的に測定できるデータ

松川町における地域幸福度指標24因子の主観・客観の結果

カテゴリー別



【出典】2023年度版（令和5年度版）Well-Being 個別調査

2. ウェルビーイング指標から（主観的評価）

● 医療・福祉（主観 50.5）

- ・暮らしている地域は、医療機関が充実している
- ・暮らしている地域では、介護・福祉施設のサービスが受けやすい

● 地域とのつながり（主観 80.0）

- ・私は、同じ町内（集落）に住む人たちを信頼している
- ・私の暮らしている地域では、地域活動（自治会・地域行事・防災活動等）への市民参加が盛んである
- ・暮らしている地域には、困ったときに相談できる人が身近にいる
- ・私は、町内（集落）の人が困っていたら手助けをする
- ・私は、この町内（集落）に対して愛着を持っている

● 多様性と寛容性（主観 52.6）

- ・町内（集落）には、どんな人の意見でも受け入れる雰囲気がある
- ・私は、見知らぬ他者であっても信頼する
- ・私は、町内（集落）の人が自分をどう思っているかが気になる
- ・私の暮らしている地域には、女性が活躍しやすい雰囲気がある
- ・私の暮らしている地域には、若者が活躍しやすい雰囲気がある

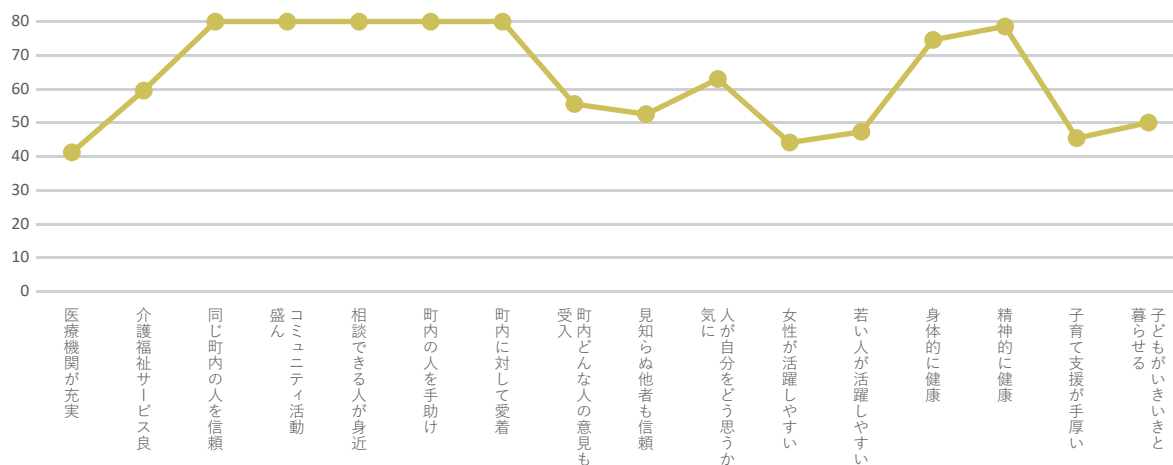
● 健康状態（主観 76.6）

- ・私は、精神的に健康な状態である
- ・私は、身体的に健康な状態である

● 子育て（主観 47.8）

- ・私の暮らしている地域では、子育て支援・補助が手厚い
- ・私の暮らしている地域では、子どもたちがいきいきと暮らせる

【主観データにおける各因子の内訳項目ごとの偏差値グラフ】



3. ウェルビーイング指標から（客観的指標）

● 医療・福祉（客観 62.2）

測定趣旨：十分なサービスを受けることは可能か？

- ・ 医療施設徒歩圏人口カバー率
- ・ 医療施設徒歩圏平均人口密度
- ・ 人口あたりの国民健康保険者医療費
- ・ 人口あたりの後期高齢医療費
- ・ 特定検診・保健指導実施状況
- ・ 福祉施設徒歩圏人口カバー率
- ・ 福祉施設徒歩圏平均人口密度
- ・ 人口あたり児童福祉施設数
- ・ 人口あたり障がい者支援施設数
- ・ 人口あたり認知症サポーターメイト数

● 地域とのつながり（客観 56.4）

測定趣旨：孤立を感じる人は少ないか？

- ・ 人口あたり自殺者数
- ・ 拡大家族世代割合
- ・ 既婚者割合
- ・ 高齢者単身世帯割合
- ・ 居住期間 20 年以上の人口割合

● 多様性と寛容性（客観 44.6）

測定趣旨：多様な社会を実現できているか？

- ・ 女性議員の割合
- ・ 自治体管理職の女性割合
- ・ 自治体職員の障がい者割合
- ・ 人口あたり外国人人口

● 健康状態（客観 62.6）

測定趣旨：住民は健康であるか？

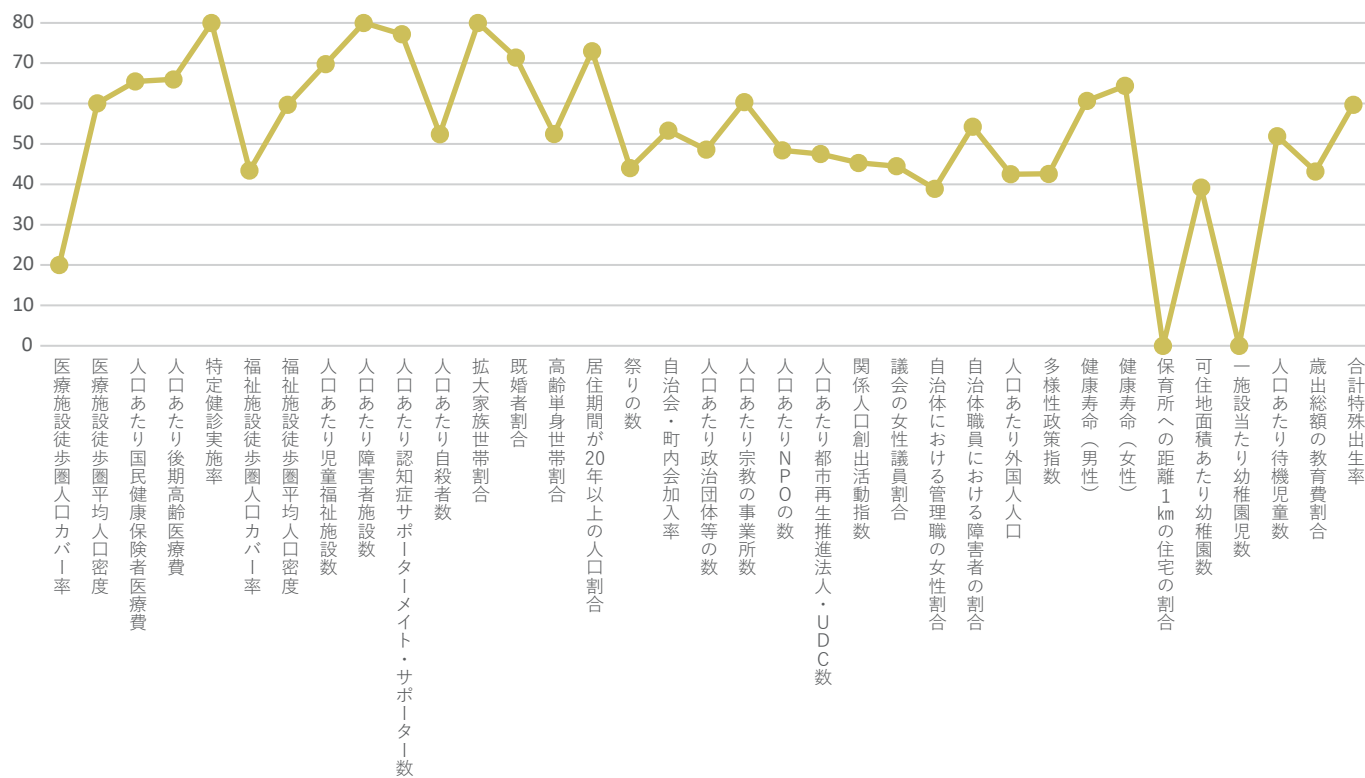
- ・ 健康寿命（平均自立期間）

● 子育て（客観 48.5）

測定趣旨：子育てを支援する施設へのアクセスが良く、施設規模も適切か？

- ・ 最寄りの保育所までの距離が 1000m未満の住宅の割合
- ・ 幼稚園数（可住地面積 100 km²あたり）
- ・ 一施設あたり幼稚園児数
- ・ 人口あたり待機児童数
- ・ 歳出総額における教育費の構成比
- ・ 合計特殊出生率

【客観指標における各因子の内訳項目ごとの偏差値グラフ】



4. 松川町地域福祉の実状とウェルビーイング指標

ウェルビーイング調査の対象では、前記の結果が得られました。

しかし松川町では、全国の農山村地域同様に少子高齢化が急速に進み、人と人とのつながりが希薄化しています。

「社会とのつながり」の希薄化は、障がい者（児）や高齢者等、「社会的に生き辛さを抱えている方々」にとって、孤立や不利益な状況を引き起こします。

こども、大人問わない引きこもりは、教育機会の空白、雇用機会の喪失などの社会的課題となり、それがまた次の世代に影響するという負の連鎖を生み出すため、早い段階での対策が不可欠です。

上記に対する政策を横断的に実施し、誰もが主体性をもってゆるやかにつながり合えることにより、自己肯定感の高まり、自己実現の達成や地域社会への参画、多様性の尊重など、「役割を持ちながらつながり合える地域づくり」が望まれます。

「つながり合える地域づくり」により、「一人ひとりの幸せ実感（ウェルビーイング）」が高められる取組とします。

取組の具体的内容や具体的な評価については、各個別計画に盛り込むこととし、本計画ではウェルビーイング指標（主観的指標・客観的指標）が現状数値より向上することを目指します。



第3章

計画の基本理念



1. 基本理念

いっしょに育てよう

一人ひとりが輝く

笑顔あふれるまち まつかわ

『いっしょに育てよう』

孤独・孤立に陥ることなく、
人とのつながりを育む

『一人ひとりが輝く』

自己実現のための
舞台・居場所がある

『笑顔あふれるまち まつかわ』

主体性・幸せの実感

2. 基本目標

- お互いに関わり合いながら誰もが居場所と役割を持ち、その人らしく生きることのできる社会（社会的孤立の無い社会）
- 「支え手」「受け手」の役割分担を超えて、皆が地域づくりの主体として支え合う社会
- 住民や団体、法人などの多様な担い手が地域福祉に参加し、地域性にあわせて、自助、互助、共助、公助により包括的に支える

3. 施策の方針

本計画では、基本理念の達成に向けて、次の3つの基本方針のもと、施策を展開します。

多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる環境づくり

- 多様な学びと交流の場づくり
- 安心して暮らせる環境づくり

多様な主体による支え合いのある地域づくり

- 地域の支え合い促進のための人材育成
- 多様な主体の協働による活躍の場づくり

様々な課題へ重層的な支援体制づくり

- 福祉サービスの充実と質の向上
- 多機関との連携、協働による相談・支援体制づくり



第4章

施策の展開



1. 多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会づくり

● 目指す姿

多様な個性の理解が進み、誰もが安心できる環境がある

多様な学びと交流と対話の場づくり

● 現状

高齢者や乳幼児と暮らしたことのないこどもたちにとって、生活の中で家族以外の多様な世代や立場の人とふれあう機会が限られています。

またデジタル化の進行や少子高齢化等のため、地域における人間関係は希薄化し、地域コミュニティの弱体化が進んでいます。

● 課題

多様性を学ぶには当事者の話を聞くことによって、ちがいや多様性について考え、理解する機会が必要です。

また、ともに生き、支え合う社会の実現に向けては、教育と併せて、地域、企業等での意識の醸成に取り組む必要があります。

さらに現在の希薄化した人間関係を結びなおし、豊かなコミュニティを再興するには、ひと・もの・ことが行き交う場が求められます。

それは単なる空間としての場を創出することではなく、ひとが出会う場であり、楽しみや食べ物、伝統行事や自然環境など、様々なものやことが行き交い、人の想いが混ざり合う、人間関係をより豊かにする「地域共生」の場の創出です。

地域の集会所や公民館、空き家などを活用した居場所づくり、サロン活動や誰もが気軽に立ち寄れ、顔見知りの関係ができる小さな拠点をつくることにより、孤立やひきこもり等の防止、地域生活課題の把握の場やその解決に向けた意識の醸成の場が必要です。

● 今後の取組みの方向性

地域住民や団体、企業においても高齢者や障がい者、生活困窮者など、多様な人々が集いともに暮らす社会を目指して、人とのちがいや多様性について継続的に学び、理解するための機会を確保します。

人と人が出会い、関わり合い、感情を分かち合う緩やかな居心地の良い居場所であるとともに、困りごとなどを共有し、支え合いのきっかけとなる場を、身近な地域に増やします。

多様な個性やちがいがあることを知り、交流し、対話することで、お互いを尊重し合えるように、学びと交流の場を作る取組みを実施します。

● 主な施策展開

【関連因子】 医療・福祉 地域とのつながり 多様性と寛容性 健康状態 子育て

事業名 / 【対応因子】	概要 / 【担当】
こども食堂運営補助 【対応因子】 ○ 地 ○ 子	こどもが一人でも安心して利用することができ、無料、または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための「こども食堂」を運営している法人に対し、安定的に運営するための補助金を交付します。 【保健福祉課 こども家庭センター係】
家族会事務局 【対応因子】 ○ 地 多 健 ○	精神障がい者家族会の事務局を担います。 精神障がい者本人への相談支援や、支える家族が話し合ったり悩みを共有したりする場の提供を行い、孤立しないように支え合う環境を整えます。 【保健福祉課 保健予防係】
通いの場への参加促進 【対応因子】 医 地 ○ 健 ○	介護予防教室など、地域の住民が気軽に集い、ふれ合いを通じてつながることができる仕組みづくりを継続します。 【保健福祉課 包括支援係】 【教育委員会事務局 地域共生係】
男女の出会い・交流の場の創出 【対応因子】 ○ 地 ○ ○ ○	長野県婚活支援センターが運営する「ながの結婚マッチングシステム」の窓口や登録事務等を行います。町広報誌やホームページ等を活用し、積極的な情報提供を行います。 【保健福祉課 福祉係】
高齢者クラブ事業 【対応因子】 ○ 地 ○ 健 ○	年に3回～4回、クラブ員やクラブ員以外が内発的に発展できる学習・交流の機会を提供します。 【保健福祉課 高齢者係】
高齢者・障がい者の文化スポーツ活動支援 【対応因子】 ○ 地 多 健 ○	人とのふれあい、交流のため、障がい者のスポーツ大会や、文化芸術活動の支援を行います。 【保健福祉課 高齢者係、福祉係】

安心して暮らせる環境づくり

● 現状

近年、発達に特性を抱える児童生徒などが増加してきています。

複合的な課題を抱える方の中には、「生きていくために必要な衣食住に事欠いている」「働きたくても働けない」「学習したくても環境が整わずあきらめている」「本来受けるべき医療や福祉サービスを受けられない」「虐待・差別等で人としての尊厳が傷つけられている」「頼りたいけれども身寄りがいない」等、権利や機会を奪われている人が存在します。

● 課題

どのような立場であっても安心して暮らせる社会を創るためには、生活の基盤や尊厳を守るとともに、その人らしく生きる権利を守り、生活の質の向上と精神的な豊かさを高める必要があります。

● 今後の取組みの方向性

発達に特性を抱える児童生徒の増加など、こどもの特性や置かれた環境が様々であるため、一人ひとりの特性や状況に応じた学びの環境を整備し、こどもたちがお互いに認め合い、幸福を追求できる環境を整えます。

地域住民が、人として生きる権利や機会、その人らしい生活などの理念を正しく理解できるよう、権利擁護の意識の醸成などについて、支え合いの実践を行う中で学ぶことや、学習・周知の機会を確保します。



● 主な施策展開

【関連因子】 医療・福祉 地域とのつながり 多様性と寛容性 健康状態 子育て

事業名 / 【対応因子】	概要 / 【担当】
フリースクール支援事業 【対応因子】 医 子	町内のフリースクールに通う児童生徒の支援として、通学支援及び学習支援等を行います。 【教育員会事務局 学校教育係】
権利擁護事業の推進 【対応因子】 医	成年後見制度利用について周知・啓発を行い、権利擁護支援を必要とする方に対して身上保護、意思決定支援につながるよう、利用支援を行います。 【保健福祉課 包括支援係、福祉係】
「社会を明るくする運動」実施 【対応因子】 地	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、国が実施する“社会を明るくする運動”に保護司、更生保護女性として参画します。 【保健福祉課 福祉係】
多様性に対する理解の促進 【対応因子】 多	「長野県パートナーシップ届出制度」に対応して行政サービスを提供し、性的マイノリティの方の生きづらさの解消と多様性への理解を促進します。 【保健福祉課 福祉係】
地域赤十字奉仕団の支援 【対応因子】 地 多	災害時における炊き出しや、事故や病気の際の救急法の学習など、地域の奉仕活動に貢献する地域赤十字奉仕団の活動を支援します。 【保健福祉課 福祉係】
人権が尊重される社会づくり 【対応因子】 地 多	人権擁護委員では教育、啓発、相談支援などを通じて、人権が尊重される社会づくりを推進します。 【保健福祉課 福祉係】
犯罪被害者等支援 【対応因子】 地 多	犯罪被害者等の支援のため松川町犯罪被害者等支援条例に基づく施策を推進します。 【保健福祉課 福祉係】

2. 多様な主体による支え合いのある地域づくり

● 目指す姿

多様な主体による活動を促進し、個性を生かした活躍の場がある

地域の支え合い促進のための人材育成

● 現状

無縁社会という言葉が注目され、地域の生活基盤の脆弱化や地域のつながりの希薄化が指摘される中で、生活のしづらさや不安を抱えた人が増加しており、今後さらに社会的な孤立の進行が懸念されます。

また地域社会の都市化や、核家族化の進行により、人と人との連帯感が薄れ、地域コミュニティが揺らぎつつある中、民生・児童委員の活動の範囲が非常に横断的かつ幅広になり、任務の複雑多様化に伴い、支援の困難性や活動量も増加しています。

● 課題

社会的孤立の増加を未然に防ぐ必要があります。

民生児童委員については、職務の困難さや地域住民の民生児童委員に対する理解不足に加え、ボランティア的な要素も強いことから、担い手が不足しています（1人欠員）。

民生児童委員や主体性を備えた住民などが、今後、生活者の視点から地域力の強化の主役として活躍できる仕組みが必要です。

● 今後の取組みの方向性

多様な分野で地域と専門機関を結びつけ、生活等の課題解決に向けてコーディネートを行う機能の重要性が認められるようになっており、福祉や医療、教育分野等でも、こうした機能を担う職員を配置します。

地域共生社会の実現を目指していくためには、地域住民をはじめ地域の多様な関係者が、狭義の福祉に限定されない、広い意味での地域共生の理念を学び、共有するとともに、自ら地域課題解決の主体として実践していける仕組みを構築します。

住民の自発性を促し、住民に寄り添った地域づくりを進めていく事のできる人材育成、またその人材との協働を推進します。

● 主な施策展開

【関連因子】 医療・福祉 地域とのつながり 多様性と寛容性 健康状態 子育て

事業名 / 【対応因子】	概要 / 【担当】
中学校ボランティア 【対応因子】 ○ 地 ○ ○ ○ 子	地域コーディネーターを配置し、中学生によるボランティア体験事業（ニコボラ）を進めます。中学生がボランティアを体験することで、自己有用感を高めるとともに、地域とのつながりを深めます。 しごと☆未来フェア等生徒が実行委員となり、自らが主体となって進めること、他との協力を学びます。 【教育委員会事務局 生涯学習係】
ゲートキーパー養成講座の開催 【対応因子】 ○ 地 ○ ○ ○ 子	民生児童委員、学校職員、PTA、役場職員など、こどもに関係する機関にゲートキーパー養成講座※の受講を奨励し、気づきの力を高めてもらうことにより、問題を抱えたこどもや若者の早期発見および支援の提供を進めます。 ※ゲートキーパー養成講座 地域の中で自殺危機の可能性のある人に出会った際、そのサインに気づき、必要に応じて、相談機関につなげるためのスキルを身につける講座。 【保健福祉課 保健予防係】
SOS の出し方に関する授業・講座の実施 【対応因子】 ○ 地 ○ 健 子	思春期に移行する小学校高学年と、小学校との違いからメンタル面に不調をきたしやすい中学 1 年生を対象に授業を行い、ひとりで悩まず相談することの大切さやストレス対処法を伝えていきます。 地域の出前講座などを活用し、大人向け SOS 出し方講座を開催し、悩みを抱える人だけでなく、支援者へ向けての講座を行います。 【保健福祉課 保健予防係、こども家庭センター係】 【教育委員会事務局 学校教育係】
認知症総合事業 【対応因子】 医 ○ 多 ○ ○ ○	認知症に対する普及啓発、認知症サポーター等の養成を行い、認知症の方々を地域で支える仕組みを構築します。 【保健福祉課 包括支援係】
生活支援コーディネーターの配置 【対応因子】 医 地 多 ○ ○ ○	生活支援コーディネーターを配置して、高齢者等のニーズを把握し、関係者間で共有等を図りながら、地域の実情に寄り添った地域づくりを推進していきます。 【保健福祉課 包括支援係】
民生児童委員 【対応因子】 ○ 地 多 ○ 子	「地域の相談役」として町民の福祉に関わる相談や援助を行うため、民生児童委員を設置し、福祉行政の情報共有の場である民生児童委員協議会事務局を担います。 【保健福祉課 福祉係】
あいサポート運動 【対応因子】 ○ ○ 多 ○ ○ ○	長野県が提唱する「あいサポート運動」に積極的に取り組み、特性がある方々への必要な配慮などを理解して、ちょっとした手助けや配慮ができる「あいサポーター」を養成します。 【保健福祉課 福祉係】

多様な主体の協働による活躍の場づくり

● 現状

多様な人々が集う空間からは、住民の内発的な発展が期待できますが、様々な心配事や困りごと、地域の課題も生まれてきます。

そのような機会は少子高齢化や新型コロナウイルスの影響などで縮小しつつあります。

そのような機会へ積極的に参加できる方ばかりでなく、それらの情報を把握していない方もみえます。

● 課題

多様な人々が集う機会は、住民の内発的発展に寄与するため、維持していく必要があります。

また、その場に集う人々が、そうした地域生活課題を自分事として受け止め、皆で解決しようとする意識を高めていく必要があります。

さらに、日頃から多様な組織・団体の関係者とのネットワークを築くことで、地域生活課題解決のプロセスを共有しておくことが望まれます。

● 今後の取組みの方向性

地域で課題解決する力を育み、地域の活力を維持していくためには、地域住民をはじめ、ボランティア団体・NPO 法人など、地域の多様な主体による支え合いの仕組みを構築するとともに、地域の活動が継続できるよう支援します。

地域での社会参加が生まれ、前節にあるような対話と交流の場が創出されるよう、それぞれの個性や環境にあった就労や活動の場を整えます。

住民同士の支え合いによる地域福祉活動を推進するため、地域住民の自主的な活動の推進に加え、住民間、住民と関係者をつなぎ、課題解決を図るためのネットワークを構築し、地域における資源の開発・活用を進めます。

● 主な施策展開

【関連因子】 医療・福祉 地域とのつながり 多様性と寛容性 健康状態 子育て

事業名 / 【対応因子】	概要 / 【担当】
健康学習会の開催 【対応因子】 (医) (地) () (健) ()	組織、自治会、サロンなどで健康についての学習会を実施します。 体の健康だけでなく、心の健康についてもテーマとし、自分自身のセルフケアや近所への声掛け等の必要性などを学ぶ機会を作ります。 【保健福祉課 保健予防係】
地域づくり事業 (重層的支援体制整備事業) 【対応因子】 () (地) (多) (健) (子)	地域共生コーディネーターを配置し、「まつかわマイプロジェクト」の実施など、地域住民や多様な団体が立場や世代に捉われることなく、内発的に発展できる学びの機会をつくります。 【教育委員会事務局 地域共生係】
参加支援事業 (重層的支援体制整備事業) 【対応因子】 () (地) (多) (健) ()	地域共生コーディネーターを配置し、今まで社会とのつながりが希薄な方々が社会とのつながりを持てるよう、ニーズを踏まえたマッチングなどの支援を行います。 【教育委員会事務局 地域共生係】
地域活動支援センター 【対応因子】 (医) (地) (多) (健) ()	創作活動や生産活動の機会を提供し、障がい者等の社会参加の促進を図ります。 【保健福祉課 福祉係】
福祉を考える会との 連携による啓発 【対応因子】 (医) (地) (多) (健) (子)	真の地域福祉に対する住民の理解促進・住民の内発的な発展を図るため、「福祉を考える集会」や「ふれあい広場」の場において、学び・様々な知識を共有できる機会の確保に努めます。 【保健福祉課 福祉係】

3. 様々な課題への重層的な支援体制づくり

● 目指す姿

専門性を活かしながら、多様な機関が協働した相談支援体制がある

福祉サービスの充実と質の向上

● 現状

介護、障がい、保育サービス等、対象者やニーズが多様化しています。

福祉サービスを提供する事業主体も社会福祉法人だけでなく、NPO や民間企業など多様な事業者が参入しています。

● 課題

多様なニーズに応えるためには、サービスの充実も不可欠となっています。

その中で、利用者が安心して継続的にサービス利用できるよう、効率的・効果的な指導を行うことが求められています。

また、福祉サービスに関する苦情は、福祉サービス事業者が苦情相談窓口を設けて、利用者と事業者との話し合いで解決することが原則ですが、事業所との話し合いで解決することが困難な場合には、本人の申し出に応じて解決が図られる仕組みも必要です。

社会福祉法人には、地域社会の変容に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化する中、社会福祉の中心的な役割を果たすだけでなく、他の経営主体では対応困難な福祉ニーズへの対応や地域における公益的な取組の実践により、地域共生社会の推進に向けた活動も求められています。

● 今後の取組みの方向性

民間や各種団体との連携などにより、多様なサービスを充実させていきます。

福祉サービスに関する苦情は、福祉サービス事業者が苦情相談窓口を設けて、利用者と事業者との話し合いで解決することが原則ですが、事業所との話し合いで解決することが困難な場合には、本人の申し出に応じて解決が図られる環境を確保します。

● 主な施策展開

【関連因子】 医療・福祉 地域とのつながり 多様性と寛容性 健康状態 子育て

事業名 / 【対応因子】	概要 / 【担当】
医療的ケアを必要とする児童生徒への支援 【対応因子】 (医) (地) (多) (健) (子)	学校生活において、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援を行うため、小中学校へ医療的ケア看護支援員を配置します。 【教育委員会事務局 学校教育係】
保育園等・小中学校給食費無償化事業 【対応因子】 () () () () (子)	物価高騰等により家計が圧迫されている子育て世帯の負担を軽減するため、保育園等（3歳児クラス以上）・小中学校における給食費の全額を公費により負担します。 【教育委員会事務局 学校教育係、保育園係】
ひきこもり支援 【対応因子】 () (地) (多) (健) (子)	ひきこもり相談員による、本人や保護者、家族との面談を行います。 個人への支援ばかりではなく、ひきこもりサポーター・NPO法人等と連携し広域的なひきこもり支援を行います。 失業等によりニートやひきこもりとなった方等の社会復帰をサポートするため、生活就労支援センター「まいさぼ下伊那」や「いいだ若者サポートステーション」と連携し、就労支援を行います。 【保健福祉課 保健予防係、福祉係】
子育て世帯訪問支援事業 【対応因子】 () (地) (多) (健) (子)	家事と育児の両立に対し負担や不安を抱える子育て家庭、または妊娠婦やヤングケアラー等が居る家庭を訪問し、日常的な家事支援を行うことで、虐待等の不適切養育の未然防止を図ります。 【保健福祉課 こども家庭センター係】
障がい児保育事業 【対応因子】 () (地) (多) (健) (子)	保育園において障がい児保育を実施し、集団生活が可能な軽度の障がいのある児童の保育ニーズに対応します。 加配保育士を配置し、個別支援計画に基づき、個別支援を行います。 町心理職が定期的に保育園を巡回し、個々の状況を保育士と共有しながら、こどもや保護者へのより良い支援を行います。 【教育委員会事務局 保育園係】 【保健福祉課 こども家庭センター係】
こども発達センター給食費無償化事業 【対応因子】 () () () () (子)	物価高騰等により家計が圧迫されている子育て世帯の負担を軽減するため、こども発達センターひまわりに通う園児の給食費の全額を公費により負担します。 【保健福祉課 福祉係】

事業名 / 【対応因子】	概要 / 【担当】
医療的ケア児コーディネーターの配置 【対応因子】 医 地 多 健 子	南信州広域における医療的ケア児等のコーディネーターを設置し関連分野の支援を調整します。 【保健福祉課 福祉係】
ひまわりタクシー事業 ひまわり乗車券事業 【対応因子】 医 健	高齢者や特性を抱える方々に対して、通院時のタクシー乗車料金の半額を補助するほか一部の方には金券として利用できるひまわり乗車券（年 9,600 円分）を支給し、外出機会の確保について支援していきます。 【保健福祉課 高齢者係】
社会福祉協議会活動支援事業 【対応因子】 医 地 多 健	町の福祉の中心的な役割を担うことが期待されている社会福祉協議会の活動に対し補助金を支給し、事業の充実を図ります。 【保健福祉課 高齢者係】
介護事業所に対する運営指導 【対応因子】 医 健	利用者が安心・安全に介護サービスを利用できるよう、介護サービス事業所への運営指導を実施します。 【保健福祉課 高齢者係】
チョイソコまつかわ 高齢者運転免許証 自主返納等支援事業 【対応因子】 医 健	免許証を保持していない 65 歳以上の高齢者に対して、チョイソコまつかわ回数券 22 回分（年 11,000 円分）を支給し、公共交通による「おでかけ支援」を推進します。 【まちづくり政策課 企画調整係】
公共施設のバリアフリー化の推進 【対応因子】 地 多 子	特性を抱える方々などが安心して外出できるようにするため、公共施設や、道路のバリアフリーチェックを行い、改善を進めます。 【全課共通】

多機関との連携・協働による相談・支援体制づくり

● 現状

公的福祉サービスの相談体制は、これまで、高齢者、障がい者、こども等の対象分野ごとに、制度の充実が図られてきました。しかし、「複合的な課題」を抱えるケースが増加し、制度の狭間の課題が明らかになる中で、平成 27 年にスタートした生活困窮者自立支援制度が「あらゆる生活課題を受け止める断らない相談」を目標としているように、相談支援機能の「丸ごと化」が目標になってきました。

複合的な課題を抱えている方は、分野ごとの相談体制では複数の相談窓口が必要となり、また、現在の福祉制度では対象となる制度や法律がない場合にはどこにも相談できない状況が生じる恐れがあります。

対応する側としても、昨年までは地域包括支援センターが一括して対応していましたが、通常業務に追加されるため、深刻なマンパワー不足でした。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、生活に困窮し、相談支援が必要な方が増えています。

生活困窮状態にある人は、単に経済的に困窮しているだけでなく、心身の健康や、家族との人間関係、ひきこもりなど、様々な課題を複合的に抱えている場合があります。

● 課題

複合的な課題へ対応できる重層的な支援体制や仕組みが必要です。

● 今後の取組みの方向性

地域生活課題の解決を支援するためには、相談支援体制を構造化し、身近な地域での相談から、町内全域での複合的な課題の相談、広域圏単位での相談まで、内容に応じた段階的・重層的な「相談体制の構築」を推進します。

前節での多様な主体による支え合いは、個人や家族の「生活のしづらさ」を丸ごと受け止めることができる一次相談機能ともいえます。ニーズキャッチが極めて重要な機能であり、地域のお互いさまの支え合いで解決が難しい場合は、必要に応じて次の二次相談機能に的確につなげることが必要です。二次相談機能として、町内全体において、高齢者・障がい・こども・生活困窮等の分野にとらわれず、総合的・包括的に課題を的確に捉え、迅速に対応することができる体制を整備します。

地域社会からの孤立が長期にわたる者、その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じるような、アウトリーチ等を通じた継続的支援等、支援が届いていない人に支援を届けることや、潜在的な要支援者にアプローチできる支援体制を整えます。

● 主な施策展開

【関連因子】 医療・福祉 地域とのつながり 多様性と寛容性 健康状態 子育て

事業名 / 【対応因子】	概要 / 【担当】
生徒指導専門主事 （不登校支援）の配置 【対応因子】 ○ 地 多 健 子	生徒指導専門主事を配置し、学校に登校していない子どもたちの支援を行います。 【教育委員会事務局 学校教育係】
自殺対策・精神福祉 相談窓口の開設 【対応因子】 医 地 多 健 ○	社会福祉士等専門家による相談案内を設置し、様々な悩みや問題を抱え、自殺のリスクが高い方を支援します。 【保健福祉課 保健予防係】
こども家庭センターの 充実 【対応因子】 医 地 多 健 子	こども家庭センター係を設置し、こどもや子育て世帯等を対象に医療・福祉などの多方面からの一体的な切れ目ない支援を行います。 妊娠・出産・子育て全般に関する相談のほか、こどもの発達状態、児童虐待や貧困、ヤングケアラーなどに関するあらゆる問題に対応していきます。 【保健福祉課 こども家庭センター係】
要保護児童対策 地域協議会 【対応因子】 ○ 地 多 健 子	要保護児童および要支援児童の把握と適切な対応を検討するため、地域協議会の機能強化を図ります。 保育園、学校、児童相談所などの関係機関との連携を図り、こどもの保護やケアに努めます。 【保健福祉課 こども家庭センター係】
未就園の障がい児支援 【対応因子】 医 地 多 健 子	生まれつき発達に特性を抱えるこどもや発達に課題を抱えるこどもに対し、保護者の相談支援等を行い、こども発達センターひまわりや医療機関等の関係機関と連携し、こどものより良い発達の支援をします。 保育園、小中学校で連携して支援を継続していきます。 【保健福祉課 こども家庭センター係、保健予防係】
児童生徒に対する 支援体制の強化 【対応因子】 ○ 地 多 健 子	学校と連携し、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱える児童、生徒の早期発見、現状把握のためのアンケート調査を行います。アンケートの質問項目として希望する相談先（学校、役場職員等）を選んでもらい、相談機会を設けます。 【保健福祉課 こども家庭センター係】 【教育委員会事務局 学校教育係】
ケース会議を通じた 児童生徒の支援体制の 強化 【対応因子】 ○ 地 多 健 子	不登校やいじめ等の問題、要支援児童生徒の早期発見と適切な対応を進めるため、スクールカウンセラーによる面談を行います。また、児童相談所をはじめとする町内外の各種関係機関を交えたケース会議等を行い、連携を強化し支援体制を確立します。 【保健福祉課 こども家庭センター係】 【教育委員会事務局 学校教育係】

事業名 / 【対応因子】	概要 / 【担当】
スクールカウンセラー (町心理職) による 面談の実施 【対応因子】 地 多 健 子	こどもたちの悩みを受け止め、心理的な発達を援助することを目的として、スクールカウンセラー（町心理職）による小学6年生の全員面談を実施します。 スクールカウンセラーは、週1日各学校に勤務し、児童生徒に対する相談の他、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行います。 【保健福祉課 こども家庭センター係】 【教育委員会事務局 学校教育係】
総合相談支援体制の 充実 【対応因子】 医 地 多 健	地域包括支援センター等では、緊急時でも対応できるよう24時間体制を敷いています。また、同センターはケアマネジャーの相談・援助も行います。 【保健福祉課 包括支援係】
アウトリーチ等を 通じた継続的支援事業 (重層的支援体制整備事業) 【対応因子】 医 地 多 健 子	今まで支援が届いていない人や既存の制度では対応が行き届かない方々を対象に、相談支援の窓口設置や訪問・居場所づくりなど、既存制度と連携しつつ対象者に応じた継続的支援を展開していきます。 【保健福祉課 福祉係】
多機関協働事業 (重層的支援体制整備事業) 【対応因子】 医 地 多 健 子	重層支援コーディネーターを設置し、様々な分野の専門職や関係機関が横断的に関わり合えるような仕組みを構築します。 【保健福祉課 福祉係】
生活困窮者相談支援事業 (重層的支援体制整備事業) 【対応因子】 医 地 多 健	生活困窮者やその家族、関係者からの相談窓口を設置し、生活困窮者等が各種制度を利用しやすくするため、生活保護制度の他、関係機関と連携して各種支援制度について紹介、手続きの支援を行います。 【保健福祉課 福祉係】
包括的相談支援事業 (重層的支援体制整備事業) 【対応因子】 医 地 多 健 子	各分野で受付けた相談について、内容に応じて関係分野で共有し、協働で対応できる仕組みを構築します。 【保健福祉課 福祉係】

地域福祉計画推進協議会名簿

区分	所属	氏名
町議会議員	松川町議会社会文教委員	星野 光洋 R6.12.16～
町議会議員	松川町議会社会文教委員	松井 悦子 ～R6.12.15
町議会議員	松川町議会社会文教委員	米山 郁子
地域福祉団体者	松川町身体障害者福祉協会	小木曾 茂
社会福祉関係者	社会福祉法人親愛の里松川施設長	柏木 小夜
社会福祉関係者	松川町社会福祉協議会	副会長 鈴木 勇哉
地域福祉団体者	松川町民生児童委員	会長 池上 幸治
医療関係者	下伊那赤十字病院	佐藤 尚子
社会福祉関係者	(株) ウィズファーム	寺澤 美和
社会福祉関係者	介護保険事業計画・地域包括ケア計画 策定懇話会	松下 仁美
学識経験者	健康づくり推進協議会	山内 起見
学識経験者	総合計画策定地域づくり会議	篠田 阿依
学識経験者	学識経験者	新井 直彦
公募委員	公募委員	木下由美子

任期：令和6年10月31日から令和8年10月30日

松川町地域福祉計画推進協議会設置要綱

令和6年6月23日
告示第47-2号

● 設 置 ●

第1条

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、松川町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定及び推進を図るため、松川町地域福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

● 所 掌 事 項 ●

第2条

協議会は、次の各号に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 地域福祉計画の事業推進に関すること。
- (3) 地域福祉計画の事業の評価に関し必要なこと。

● 組 織 ●

第3条

協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 医療関係者
- (5) 地域福祉団体関係者
- (6) 一般公募による町民

● 任 期 ●

第4条

委員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

● 会 長 及 び 副 会 長 ●

第5条

協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

● 会 議 ●

第6条

協議会は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

- 2 会議には、委員のほか必要により関係者の出席を求めることができる。

● 庶 務 ●

第7条

協議会の庶務は、保健福祉課が行う。

● 補 則 ●

第8条

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

